

2022年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社コプロ・ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 清川 甲介  
(コード：7059、東証プライム・名証プレミア)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 齋 藤 正 彦  
(TEL. 052-589-3066)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第16回定時株主総会に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するもの。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるもの。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に対する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるもの。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するもの。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるもの。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおり。

#### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月23日(木)
定款変更の効力発生日	2022年6月23日(木)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提示)</u></p>	
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提示)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提示)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>